四　注文伝票
五　各営業日における管理する暗号資産交換業の利用者の金銭の額の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）
六　各営業日における利用者区分管理信託に係る信託財産の額の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）
七　各営業日における管理する暗号資産交換業の利用者の暗号資産の数量の記録（暗号資産の管理を行う者に限る。）
八　分別管理監査の結果に関する記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。）
九　履行保証暗号資産分別管理監査の結果に関する記録（暗号資産の管理を行う者に限る。）

2　暗号資産交換業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号に掲げる帳簿書類にあっては少なくとも七年間、同項第五号から第九号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

3　第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに第三十八条第二項第三号及び第四号において同じ。）をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

（暗号資産交換業に係る取引記録）

**第三十四条**　前条第一項第一号に規定する暗号資産交換業に係る取引記録とは、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

2　前項第一号の取引日記帳には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］
二　暗号資産交換業の利用者の氏名又は名称（利用者との間で暗号資産交換業に係る取引を継続的に又は反復して行う場合に限る。）
三　［略］
四　売付け、買付け又は他の暗号資産との交換の別
五　暗号資産の名称
六　暗号資産の数量
七　約定価格又は単価及び金額（他の暗号資産との交換の場合にあっては、当該他の暗号資産の名称及び約定価格に準ずるもの）

［八・九　略］

［号を加える。］

四　各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）
五　各営業日における信託財産の額の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者であって、第二十条第一項第二号に定める方法により利用者の金銭を管理する仮想通貨交換業者に限る。）

［号を加える。］

六　分別管理監査の結果に関する記録

［号を加える。］

2　仮想通貨交換業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号から第六号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

3　第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十条第二項第三号において同じ。）をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

（仮想通貨交換業に係る取引記録）

**第二十七条**　前条第一項第一号に規定する仮想通貨交換業に係る取引記録とは、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

2　［同上］

一　［同上］
二　利用者の氏名又は名称（仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行う場合に限る。）
三　［同上］
四　売付け、買付け又は他の仮想通貨との交換の別
五　仮想通貨の名称
六　仮想通貨の数量
七　約定価格又は単価及び金額（他の仮想通貨との交換の場合にあっては、当該他の仮想通貨の名称及び約定価格に準ずるもの）

［八・九　同上］